平成２３年（フ）第１８号
茨城県水戸市中央１丁目１番28―405号　聖城マンション
債務者　青柳　純子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１２２号
京都府宇治市広野町寺山115番地の11
債務者　宮脇すみ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２７号
京都市伏見区深草西浦町３丁目58番地３
債務者　生駒　君代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２８号
京都市伏見区深草西浦町３丁目58番地３
債務者　生駒　　薫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７０号
京都市西京区大枝中山町10番地の172
債務者　田原奈津美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２５号
京都市山科区小野荘司町36番地１　セフィラ山本102
債務者　大谷　和也
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３３号
京都市山科区川田前畑町18番地６　サンライフシティ101
債務者　近藤　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４６号
京都府相楽郡精華町光台５丁目３番地６
債務者　向井　美江（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
京都市南区久世東土川町200番地52
債務者　岡田由美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
兵庫県姫路市大津区平松155番地５
債務者　尾崎　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５３７号
広島市西区三滝本町１丁目26番６号
債務者　川村ノブ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７２号
広島市佐伯区五月が丘３丁目15番25号
債務者　藤井めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９４号
広島市佐伯区美鈴が丘緑３丁目５番12号
債務者　兼行　順子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２４号
広島市西区南観音７丁目６番３―101号
債務者　平田佳代子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３３号
広島県安芸郡熊野町萩原７丁目８番12号
債務者　浜本　香里
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
広島市安佐北区落合４丁目４番29―203号
債務者　佐々木　博
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
山口県宇部市中村３丁目９番８－６号
債務者　藤延　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５号
山口県山陽小野田市高栄２丁目５番20―307号
債務者　佐藤　　葵
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　山口地方裁判所宇部支部